

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成25年(行ツ)第431号
平成25年(行ヒ)第464号

決 定 日 平成26年3月27日

裁 判 所 最高裁判所第一小法廷

裁判長	横 田 尤 孝
裁判官	櫻 井 龍 子
裁判官	金 築 誠 志
裁判官	白 木 勇 樹
裁判官	山 浦 善 樹

当 事 者 等 上告人兼申立人 小笠原 忠彦
同訴訟代理人弁護士 富士吉田市
被上告人兼相手方 堀内 茂
同代表者市長

原 判 決 の 表 示 東京高等裁判所平成25年(行コ)第166号(平成25年7月17日判決)

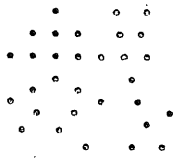
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年3月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 高 田 浩 志 (印)





(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。